

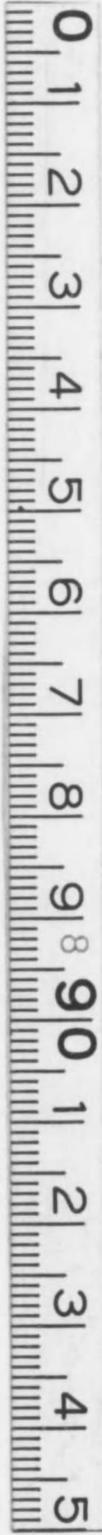
393-756



1200501462604

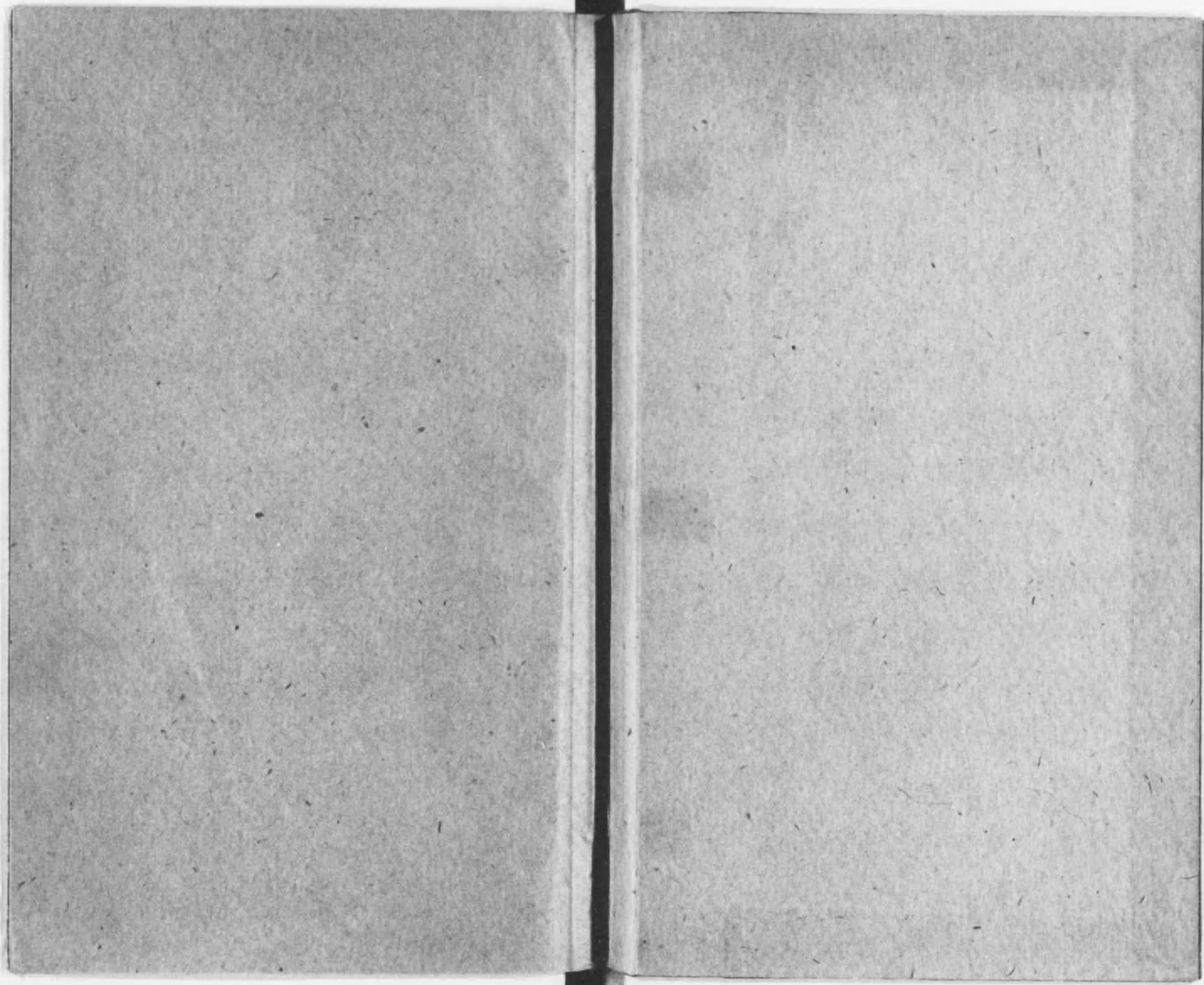
393
756

13



始





393
750

大阪毎日新聞社
支那課長 澤村幸夫著

支那農民の生活

東亞研究講座
第十八輯

32614
あ

東亞研究會發行

22674



大阪毎日新聞社
支那課長 澤村幸夫 著

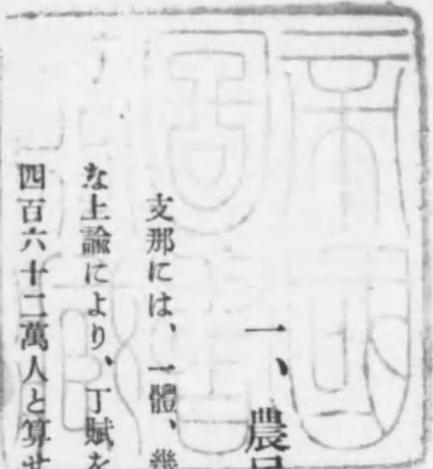
支那農民の生活

東亞研究講座
第十八輯

東亞研究會發行



393-756



支那農民の生活

澤村幸夫

一、農民戸口に關する統計

支那には、一體、幾億の人口があり、農民の数は、その幾割に當るだらう。康熙五十一年の有名な上諭により、丁賦を地税にくり入れて、人口の實數を知らんと試みて以來、それまでは僅に二百四十六十二萬人と算せられてゐたものが、乾隆六年には、急に増して一億四千三百萬人となり、乾隆五十五年には、つひに三億を超へ、道光二十五年には、今日の通説の根據たる四億二千三百三十四萬を算するにいたつてゐる。これ等の統計には、學者中に疑議を挿むものも多く、あまり正確であるとは思へぬが、民國十年に、その事務上の必要から、地方官憲の助力を得て、辛うじて人口統計を編成した郵政管理局の統計も、蒙古、西藏を除いた全國の人口を、一九二六年度において四億三

目次

- 一、農民戸口に關する統計……………一
- 二、重農主義と其の實際……………五
- 三、農民貧困の諸原因……………八
- 四、地主小作人の割合……………二二
- 五、普通農家の收支表……………三三
- 六、農民啓發運動……………六八
- 七、國民黨の農民運動……………三三

千六百九萬四千九百五十五人と發表してゐるから、彼此參酌して、先づ四億の通説を採用し、それから農民數を割出す外はない。

この三四年來、農民問題を説く支那人の間には、農民の數は、總人口の八割を占めてゐるとの説が、やうやく通説たらんとしてゐる。この説は、誰が初めて唱へ出したものであるかは確かでないが、廣東政府の農民部長であつた故廖仲愷や、戴天仇あたりの國民黨員に始つたらしい。その反證とするに足らぬだらうが、現に支那人の手に成つた労働問題關係の書として最も早い民國九年五月の『新青年』特別號労働節紀念號などには、この農民八割説はまだ出てゐない。しかし、この二三年來は、八割説は殆んど動かぬところとなつて、國民黨農民部の機關雜誌『中國農民』の廣東第二次全省農民代表大會特別號所載の諸報告には、隨處に、農民は全國人口の百分の八十以上を占め、農民生産は百分の九十を占めるとの文句が見え、今日では、ひとり支那人ばかりでなく、ロシアのプハーリンや、スターリンあたりにまで採用され、またチャールス・モーサーの如きも、これを基礎として支那經濟を論じてゐるほどである。假りにこれを肯定しておく外はなからう。

備考 民國十六年四月、反共產宣傳のために出版された『中國の農性』には、民國三年調査とし

て、全國農民數五千九百四十萬戸、毎戸五人と假定して約總人口三億、實に全國人口の四分の三を占むとある。これは多分、清朝滅亡の少し前、調査戸口章程を發布し、宣統三年にいたつて漸く編成された第二回（第一回は二年七月）戸口統計によつたのであらう。

農民の總數を八割即ち三億二千萬人と見て、これ等の農民は、如何にして家を形造り、一家幾人の家族から成立つてゐるか。この問ひに答へるには、種々な古記録もあり、内外人の想定説もあるが、今日の支那農民の實情からして概説すれば、支那は古から信ぜられてゐるやうな大家族制度の國ではなさうである。唐律に、祖父母、父母の在世中に、子孫が家を分ち産を分つことを禁じて以來、その後の歷朝と共に累世同堂を旌表さるべき善事とはしてゐるが、五雜俎の唐の張氏の九世同堂などが實際有つたことかどうか、今日から考へれば甚だ疑はしい。若し事實であつたとしたら、それは極めて稀有な例であつたらう。宣統三年七月の民政部の戸口調査には、代表的地方の平均家族數を五・五人であるとしてゐる。一九二二年、萬國救濟會が、直隸、山東、江蘇、浙江等の二百四十八ヶ村、その家族總數六千四百二十八人について調べたところでは、農家一戸の平均家族五・二人となつてをり、一九二六年の李景漢なる人の京兆武清縣甄家營の實地踏査にも、一家平均人員

六・三人となつてゐる。斯く見來れば、漢、唐、明の人口の最も盛んなる時は、一戸平均五人から六人までとあるのと、符節を合するやうに思はれる。

四

備考 我が行政權の及ぶ關東州の旅順、普蘭店、貔子窩の管轄區域の大正十年の調査には、農家一戸平均の人員七・〇人乃至七・三人となつてゐる。これは特殊事情の下にある土地であるから少し率が高くなつてゐるのであらう。

李景漢の甄家營の調査には、戸は必ずしも家でなく、一戸内に住むものも血統上の關係はあるが財産上の關係はない、即ち世帯を別にしゐる。しかしてその割合は、北京附近の農村において、一戸一家なるもの百分の五三即ち約半數、他の半數は竈を別にした二家以上の戸であらうと推定し、さらに八十二家、五百十七人について、家と人との關係を調べて、一人乃至五人なるもの四十二家、六人乃至十人なるもの三十家、十一人乃至十五人なるもの六家、十六人乃至二十人なるもの三家、二十一人なるもの一家であつた。蓋し大家庭は年を追ふて減少し、小家庭は年を追ふて増加すると、特に附記してゐる。

一一、重農主義と其の實際

家族制度の國として大家族が多いと信ぜられてゐるに拘はらず、事實は、大家族の家が多くない如く、古來、重農主義、農本主義の國と信ぜられてゐるに拘はらず、支那の現情を見れば意外なことが多く、たゞ、支那の農民は、いつの時代においても、士の次ぎ、工商の上におかれて、政治的にも社會的にも甚だ重く見られてをり、農即ち孝道であり、重農即ち富強の國策であり、また治國の要諦は重農であるとも説かれ、又、一に食、二に貨といはれ、明君は五穀を貴び、金錢を賤しとするなど、重農輕商の説が高調されてゐるのは事實で、苟卿の財の本末、貨の源流論の如きは、その典型的なるものである。同時に、歴代の爲政家は、農政に苦心せざるはなく、土地制度を重大視してゐることも間違はない。即ち漢代には限田策が考へられ、晋には人民の男女年齢に應じて一定の土地を與へ、王公官吏等の土地兼併を防ぎ、いはゆる占田制度が布かれてゐる。その後にも、均田、班田などの土地制度が布かれ、水災、旱魃、蝗害、饑饉などの凶歲に應ずる救濟事業も具さに備はつてゐる。近くは清末の名總督といはれた湖廣の張之洞が勸學篇にも、清朝時代の農民尊重と

五

農民救恤とは、いづれの時代に比しても決して遜るところはな^らずと、前清の徳政をたゞへてゐる。しかし、井田時代なら知らないが、その後の歴朝においては、農民はそれほどの實際的惠澤を受けてをらず、表面唱へられた土地政策、重農主義といふものも、社會政策的意義はむしろ第二におかれて、王公富豪等の特權階級に無制限に土地を占有されては、若くは強佔せられては、次第に無税の地が多くなつて、同時に政府の収入が減少する虞れから、之を防ぐために案出した財政々策であつた疑ひがある。即ち税源とするために農民保護を唱へ、また保護政策をとつた跡がある。従つて減税、免税、救恤などの徳政が施されても、農民は割合にその實惠を被ることが少なかつたのではなからうか。董仲舒が、秦、商鞅の法を用ひ、帝王の制を改め、井田を除き、民得て賣買するやうになつてから、富者の田は阡陌を連ね、貧者は立錐の地なしといつてゐるのは、限田を創議するにあつたの極言であつたと思へぬことはないが、その後の宋の孝王の^西東風俗傳にも勢豪田を占め、貧戸は一壠を得ず、無田の良口を以て有地の奴牛に比すとある。これによつても、重農の理想と實際との懸絶は昔からであるといへやう。

民國となつてからも、この重農主義は、傳統的に尊重されてゐる。民國十一年の九月、農商部か

ら全國省長にあてた推廣農利咨文は、必ずしも重農主義を高調して商工を抑へることを主眼としてゐないが、國土の安きを保つには、民食を重しとし、大地の生産は、農事を首とする。東西各國、近ごろ商工を研究し、實業發展を見たが、勞工繁多、生活上のため、農業問題はまた立國の根本と認められるやうになつた。我が支那は、東亞に位置して、炎黃以來、農を以て國を立つること四千年を越へてゐると説き起し、さらに、我が國は山を負ひ海に臨み、地廣く民衆く、土壤は肥沃、天産もまた豊富であるが、近年旱潦しばしば告げ、戰亂頻發せるため、國帑は空虚となり、民生は疾苦し、瘡痍目に滿ち、元氣大いに傷くの狀にある。しかし兵亂治り、軍隊解散されて、彼等の生計を豫籌することになれば、やはり農耕を首とせねばならぬ。況んや、國民生活が向上し、勞働者の要求が激しくなり、戸口はいよゝ増加し、農産の需要はますます多くなるをやといつてゐる。まことに堂々たる官様文章といふべきであるが、この咨文によつて、この五年來、支那の農業が幾分でも發達したか、兵亂は治つたか、問ふだけが野暮である。これ等の事實から推して見ても、かの清朝以前の農桑勸奨の上諭などの中には、いゝ加減に葬られたものが少くなからう。

備考 右の咨文に先つこと十五年前、清朝の光緒三十三年に、農商工部奏定、農會章程二十三ヶ

條が出てゐる。また、民國元年九月に、農林部から之を改修した農會規定三十六ヶ條が出てゐる。この二章程は、全然空文に終らなかつた法令で、南方においても今日まで農會といふのが存してゐる。しかし、二章程とも、農會員たる資格を、學識經驗ある者、耕地、牧場、原野の所有者に限つて、實際の農業經營に當れる農民の入會を禁止的に制限し、また省縣市郷農會の組織系統を無視したものであつたため、農事改良の趣旨は徹底せず、出來上つた農會は、郷糶等の集会所と化し、かへつて農民を壓迫する機關となり、土豪劣紳征伐の反動運動の目標となつたことは、世人周知の事實である。

三、農民貧困の諸原因

支那農民の貧しさは、眞に外國人の想像以上である。京漢鐵道の沿線や、黃河上流、長江上流に汽船の窓から見る穴居の人の多いのに驚くのは、まだ眞に支那奥地の農民生活を知らぬからである。これは、歴代の徳政主義が禍ひして、農民はいつも被治者の位置におかれて政治に與らず、しかも代々搾取の目的とされ、農民もまたすつかりそれに慣れ切つたためであらう。農作農具の改

欠

欠

備考 民國十三年五月、上海の時事新報に掲げられた丁君穎なる人の「中國の米問題」を論じた長篇によれば、支那では、蝗蟲、螟蟲、浮塵子等の害に對し、これも天災であるとして、損害を被るまゝに放任したものである。一九二二年、廣東の高州において螟蟲の發生を見た時は、害蟲の肆虐に打任せておいたので、穀七八十萬石、價額三四百萬元の減少を見てゐる。旱害と水害とを比ぶれば、水害の方が甚だしい。それは治水工事を施すべき範圍が廣く、なか／＼着手し難いからである。又、支那では從來築隄障水の一方しか講ぜられず、水を利用するといふことができなかったため、隄防の築造が多ければ多いだけ、決潰による水の害が多かつたとある。

四、地主小作人の割合

農民の貧富による比率、貧農の生活ぶりは何うであるか。前にも挙げた「中國の農性」には、民國六年の調査といふのを引用して、農民の自己の田畝に耕種するもの即ち自種農約百分の五〇を占め、農民の他人の田畝に耕種するもの即ち租種農約百分の二八を占め、租種農兼自主農約百分の二二を占むる。しかして耕地十畝以下にある農民は、全部の戸數の三分の一強を占め、その五十畝

以上なるものは、大抵租種兼自種、或は數佃戸を包種するとある。この二年後に出た民國八年の農商部統計には、京兆、直隸、吉林、山東、河南、山西、江蘇、安徽、福建、陝西、熱河、察哈爾の省および特別區域十二地方を通計して、百分率、自作農五八、自作兼小作一九、小作二三とし、またこれを作付反別から見た統計には、自作耕地積六六・七畝、小作耕地積三三・三畝となつてゐる。李景漢の京兆の甄家營における實地踏査は、右の二統計に比すべき大體的のものでなく、むしろ局部的に深かすぎる嫌ひはあるが、これによつて見れば、北京に遠からざる同村あたりでは、地主にして自作するもの百分の四〇、地主にして小作人を兼ねるもの三五、小作人二五といふ割合である。また、田積からいへば、全村三百六戸について、百畝以上を有するもの十分の一、千畝以上を有するものは全村中に只だ一人、全村の五分の四以上は、たゞ二三十畝を有するに過ぎないといふ。

嚴密にいへば、自作農も、また自作農にして小作を兼ねるものも、必ずしも上農であり富戸であるとは限らぬであらう。が、右の三種の調査の外、戴樂仁教授が、年收百五十元をボヴァチー・ラインとしての中國農村經濟調査に、江蘇省民の百分の五〇以上、直隸省民の八〇以上は、貧困線以

下の生活状態であるとの推定、および最近發表された許仕廉なる人の、支那の貧民の總數は、總人口の百分の五〇にあたるとの推定等を參酌して、大體、五十畝以上の地主にして自作するものを中農であるとし、また支那人のいはゆる小康の家であるとし、それ以下の地主兼小作人乃至小作人を貧農とすれば、富めるもの三、貧しきもの七ぐらゐの割合に居るだらう。しかしてその上中農と稱するものも、これを丁抹の三十町以上百町の所有者を中農とし、英佛は一戸當り二十町以上を所有するといふ例に比すれば、彼等はおそらく歐洲においては貧農たるに過ぎず、支那で貧農とせられるものは、歐洲においては極貧と稱すべきものであることが知れる。

五、普通農家の收支表

こゝに、農民一家の實際を見るために、極貧にあらざる小農の收支に關する内外人の調査二種を擧げる。その一は、一九二七年七月の英文極東評論に、チャールス・モーサーが引用した南京大學の百五十農家の經濟調査である。これによれば、農家一年の平均收支額は、

農園收入(單位元、以下同)

作物販賣額
 家族消費作物價額
 畜産物販賣額
 資本増加額
 其他現金收入

合計

農園支出

労働者雇傭賃(食費を含む)

家族労働價格(不拂)

現金支出(労働者雇傭賃以外)

資本減少額

合計

一四

八一・五〇

七〇・一五

四〇・〇六

九・九七

二・一二

一六七・八〇

五・三五

一九・一四

四一・一九

一・四七

六七・一五

南京大學の調査者は、以上の數字を基礎として左の如き細かい數字を抽出してゐるが、その結論



の示すところに従へば、平均五人の家族から成つてゐる支那農家の土地および勞力よりの所得は、一年總計一家全部で僅かに銀百元ぐらゐである。しかしてこの中から、資本に對する利子を引去れば、残るところは四十元以下で、一人に割當つれば八元以下しか残らないが、その四十元以下の金さへ、農家自ら供給し得ざる農家必需品購買にあてねばならず、外國風な食料や、衣服その他の身の廻りの品物は、一年八元、即ち一日一仙以下の金から支拂はれねばならぬ状態である。

農園利得(農園收入—農園支出)

一〇〇・六六

資本金子(資本金七六二・三八元、利率八分)

六〇・九九

労働利得(農園—資本金子)

三九・六七

労働所得(労働利得—家族消費農作物價額)

三〇・四八

農園資源以外の所得

一五・三三

家族所得(農作物販賣價額+畜産物販賣價額+其他の現金收入+農園資源以外の所得)

五六・四八

—労働者雇傭賃—其他現金支出)

家族利得(農園收入+其他の資源よりの所得—家族労働價額を除く總農園支出)

一五

他の一は、『中國の農性』に引用されてゐる某農事機關の調査にかゝる普通農家の最底生活費の調査表と題するので詳密を極めてゐる。たゞ調査の年と場處とを明記してゐないのが遺憾であるが、物價の標準を民國十二年の江蘇省無錫地方の物價においてあるから、多分一九二三年の江蘇地方の農家について調べたものであらう。

普通農家、老年男女一人、壯年夫婦二人、子女二人、合計五人の家族、田地十畝を有するものとして
 飲食費（米麥一日三角、一月九元、一年百八元、蔬菜肉魚一日一角、一月三元、一年三十六元、薪炭及調味料一日一角、一月三元、一年三十六元）
 一八〇・〇〇
 衣服料（一人一年平均四元）
 二〇・〇〇
 居住費（房租及修理費を含む）
 一二・〇〇
 子女教育費
 六・〇〇
 交際費（親類朋友の應酬）
 一〇・〇〇
 醫藥費
 一〇・〇〇

婚喪費（十年に一度百元を要するものとして一年分割額）

一〇・〇〇

賦税類

六・〇〇

雜費（以上各項以外の）

二〇・〇〇

以上支出合計

二七四・〇〇

作物收入（田地十畝、夏作稻一畝平均一石五斗、一石八元として百二十元、冬作小麥一畝平均八斗、一石六元として四十八元、稻麥桿二元、以上合計百七十元、この中より施肥料一畝三元、十畝三十元を差引き）

一四〇・〇〇

蔬菜及飼畜收入

三〇・〇〇

養蠶收入（蠶量六錢、收繭九十斤、一石六十元として五十四元、この中桑葉三十石、一石一元として三十元を差引き）

一二四・〇〇

雜收入（副業經營及短期被雇人となりて）

四〇・〇〇

以上收入合計

一三四・〇〇

收支差引不足

四〇・〇〇

右の調査には、我國各地農民の生計、大概、上記の標準を以て類推すべしと附記してある。わが國の慶安の御觸書なるものには、百姓は耕作に精を出せ、草を刈れ、農具の手入れをせよ、煙草、桑、菜種を植ゑるのは制限せよ、粗衣粗食に甘んぜよ、不似合な家作を作るな、嫁取にも乗物は無用である、遊藝の興業は罷りならぬ。茶をのみ、物まわり、遊山を好む女房は離別せよとある。これが甚だしい農民干渉であり、人權蹂躪であることは申すまでもない、が、支那の一般農民は、右の收支表に見るが如く親族つきあひの費用、醫藥、教育の諸費用一切を全廢しても、なほ且つ收支相抵らぬのである。是れ孟子のいはゆる仰いで父母に事ふるに足らず、俯して妻子を養ふにも足らない、樂歲にも終身苦しみ、凶年には死亡を免れないものでなくて何であらう。

六、農民啓發運動

重農主義、徳治主義であつたにかゝはらず、近代支那には、吾等の意味する農村改善、農民啓發の運動が行はれてをらず、また、自動的にも他動的にも農民運動は行はれてゐないやうである。清朝の聖諭、奏牘の類や、民間の輟聞などを見れば、邪教とよばれてゐるものゝ中に、または民變と

いはれてゐるものゝ中に、農民の利益のために計れる運動があり、人權を伸べるために起された團體的反抗があるかも知れないが、いづれにしても現代的色彩を帯びてゐたのは殆んどないやうである。で、若し今日のいはゆる農村改善運動、農民運動をもつてよぶべきものゝ萌芽時代を求めらば、やはり夫の五四運動、文化運動が始つた最近のことゝせねばなるまい。しかも、それ等の運動も、農民自らの要求であつたとは如何しても考へられない。國民黨の戴天仇は、最も早く農民運動に着眼し、また多少の實際的指導を試みた人であるが、彼は民國十二年のころ、國民黨の新施設と題する談話中、農民運動は實に困難な問題である。彼等は團體的に何等の訓練がない。社會的地位向上の智識が絶無であるから、吾等が全民政治を力説したところで一個の夢たるに過ぎぬといひ、さらに農民運動の困難なる理由として、第一農村の區域が廣大であつて、農民を集合させることが容易でない、第二に彼等の思想は、舊社會の裡で百練千磨されて、然る後に出來上つたものであるから、これを改造することが容易でない、第三は彼等の大多數が文盲であることであるといつてゐる。また、廣東の農民部機關雜誌で、共產黨系の色彩を有する『中國農民』の第一期號にのせた海豊における彼等の運動成績に關する報告にも、全縣の教育費の五割乃至七割は、農民の負擔し

てゐるところだが、農民自らは教育の何物たるかを知らない、全縣の農民で自分の姓名を書き得るものは二割しかゐらない、彼等は國民黨員が、反帝國主義を説かうと、打倒軍閥を説かうとチツとも理解しないのみならず『眞命の天子が世に出でされば、天下は太平に會せず』など、似もつかぬ返答をすると、全然失望してゐる。これをもつて、農民に關するあらゆる社會運動の困難を察すべきではなからうか。しかしながら、國民黨式の農民運動によらざる啓發運動の中には、極く局部的ではあるが、ある地方によつて多少の効果を擧げてゐるものがないとはいへぬ。小さな例だが、一九二七年の夏ごろ、安徽省徽州人の同郷雜誌『徽音』に寄せられてゐた休寧南郷黃村の報告に、迷信打破のために村中二ヶ處の廟と、二ヶ處の尼菴にあつた土偶木偶を一掃し、廟の跡に小學校を設け、虚禮廢止を唱へて、一切の儀式に跪拜を行はず、鞠躬の禮を行ふことに改めた。しかししてこの改善運動によつて、百戸の黃村で、毎年神社に對する迷信の費用二百元ばかりを節約することができ、又、中年の男子七人を就學させたなどいつてゐる。

この外、社會教育の熱心な提唱者であつた故張謇の郷里の南通や、山西の閻錫山の管轄地方では、或は大規模のしかして見るべき成績を擧げた農村があるだらうとも思へるが、遺憾ながらこゝ

に擧ぐべき材料をもたない。

七、國民黨の農民運動

近年の農民運動は、國民黨の一手引受けであるが如く宣傳されてゐる。統制ある民衆運動たる形式を具備し、大規模に組織的に行はれた點からすれば、彼等の宣傳を認めざるを得ない。それは確かに劃紀的の記録でもあつた。その國民黨の農民運動も、これを正確にいへば、民國十三年改組以後と見るべきであらう。もつとも、國民黨は、それより以前にも、即ち民國十年一月の宣言にも、貧富の懸隔を除去し、努めて社會經濟の均等發展を圖る一途として、農村改良を擧げてをり、また農民運動に著手せんことを考慮してゐるが、實際に着手し、帝政時代のロシア革命黨の標語であつた『民衆の裡へ』を直譯して『倒郷閥』を叫んだのは、國民黨が共產黨と合體した後のことである。いはゆる國民黨改組後、工部部長兼農民部長に故廖仲愷、組織部長に譚平山が就職してから、やうやく農民運動に力を注いだのである。その結果、民國十四年の勞働節に始めて形ばかりの廣東全省の農民協會が設立されてゐる。

備考 國民黨の農工運動に關して、佐々木到一氏の『中國國民黨の歴史と其解剖』に記すところは、廖仲愷の部長就任の際、工人部は百八十餘の労働團體代表から組織されて、比較的統制もあり、根據もあつたが、之に反して農民部は、民國十三年八月に農民協會が設けられたばかりで、未だ有力な機關とはなつてゐなかつたとある。

十六年五月の『中國農民』に載せた阮嘯仙の廣東省農民一年來の奮闘報告によつて見ても、民國十一年から十三年にいたる期間、即ち陳炯明時代から國民黨改組の初期を、東江農民の團體組織に目覺めた時としてある。

國民黨改組後の農民運動なるものも、これを嚴密に批判すれば、農民のための農民運動であつたか、黨勢擴張の一方ではなかつたか、その邊のことを明確にすることは甚だ困難である。それは次の國民黨政綱對内政策第十四條に關する中央執行委員會刊行の解説に徴しても、農民の生活改善のための對内政策は同時に『國民革命』の参加を要求する政策であつたことが知られる。

中國は、南北を通じ、都會鄉村を問はず、貧乏な農夫と、勞苦の工人とがある。彼等の位置も、苦痛とするところも大概同じで、その解放を要求する情も亦た切である。即ち帝國主義に反抗す

る念も亦た強烈である。故に國民革命運動も、必ず全國農夫工人の参加を待つて後に、勝を決すべきものたるや疑ひない。そこで國民黨は、一面農夫工人に對しては、その發展と經濟組織とを助成し、國民革命運動の實力増進を期すると共に、一面には、農夫工人に對して國民黨参加を要求する。

國民黨は、斯くして農民協會を設けしめ、農民自衛軍なるものを募集し、その一部は、労働者と共に之を黃埔軍官學校に送つて軍事教育を受けさせた。また、農工に關して次ぎ／＼に多くの法規を發した。それ等の法規大全ともいふべき『農工條例備覽』を見れば、廣東省政府農工廳組織法以下、十四種の章程、大綱、手續といふやうなものがあつて、たとへその殆んど全部が空文に屬するものであるとはいへ、實に整頓されたものである。即ちその目次だけを左に擧げる。

- 一、廣東政府農工廳組織法
- 二、廣東省各縣市農工局組織法
- 三、農民協會組織總章
- 四、農民協會組織手續
- 五、廣東省農民協會修正章程
- 六、農民自衛軍組織大綱
- 八、各縣市工會組織法大綱
- 九、工會立案手續
- 一〇、廣東省暫行解決工商糾紛條例
- 一一、解決傭主傭工爭執仲裁會條例
- 一二、勞工仲裁會條例
- 一三、修正廣東全省民團條例
- 一四、全省縣區鄉民團章程
- 一五、

勞資糾紛解決方法大綱 一六、農軍與民團糾紛解決方案

二四

民國十五年後の國民黨の農民運動、國民革命軍の長江進出成功の前後から、武漢政府没落にいたる一期間の農民運動については、年を隔つること幾何でもない。これを詳しくいふ必要はなからうから、こゝには彼等の報告に見えた數字ばかりを挙げておかう。即ち十五年七月の農民協會機關雜誌「犖頭週刊」に載せてゐる六月一日の同協會宣言には、夫れ農民協會は、成立より今にいたるまで、時僅かに兩年、會員數已に八十萬を超ゆといつてある。しかしこの八十萬と號する會員の素質については、協會自らも餘程不安であつたらしく、同宣言の中に、特に「従前農民協會に加入したもので、今は流れて盜匪となつた事實があるのも、或は免れないことである。故に八十萬の會員中には、敢へて一二の盜匪の、その間に跡を窺むるものなきを保證せず」と斷りをつけてある。十五年七月には、國民黨の勢力が長江岸に達したので、北伐軍の新占領地湖南で、農民協會七十、會員八十萬を得、さらに湖北で會員五十萬を得たと稱してゐる。しかしして武漢政府の最盛期に達した時、即ち十六年三月末、中央農民部の報告によれば、國民黨勢力圏内各省の農民會員數は、

湖南 二、〇〇〇千人
湖北 八〇〇

廣東 一、〇〇〇
江西 三〇〇
合計 四、一〇〇千人

に達したとあり、その此の如く一時に勢力擴大を見たのは、農民の革命要求が極點に達したことおよび革命勢力の發展が、農民壓迫者であつた諸軍閥を打倒し、農民はこれによつて集會結社の自由を得たことに因ると解説を附し、農民會の擴大の狀を形容して雲湧き浪起るが如しといつてゐる。これを事實であるとすれば、前年七月までの支那全國（詳しくいへば上記四省の外に、廣西、山東、山西、福建、河南、四川、直隸、熱河、察哈爾の十三地方）の農民會員數合計百十六萬五千七百七十人であるとの廣東中央各省執委聯席會議の報告に比し、僅かに八ヶ月間にして、前記四省だけで、約四倍に近い會員數の増加を見たわけである。これを奇蹟的增加であり、また、奇蹟的農民の覺醒であるといはずして何といはう。

この小篇はなるべく記録、調査、統計を挙げやうと試みたため、書き上げた後に見れば、甚だ斷片的で、詳細を悉くさぬものとなつた。しかし調査や、統計の出處は出来るだけ明確にしておいたつもりである。讀者のお宥しを願ひたい。（昭和二年十二月）

393
756

昭和三年一月十二日印刷
昭和三年一月十五日發行

複製轉載を禁ず

東亞研究講座第十八輯 『支那農民の生活』

編輯兼發行者 磯部榮一

印刷者 久保民生

印刷所 東京市芝區南佐久間町一丁目一番地 商務印刷所

發行所 東京府四葉町池袋千二百五十八番地 東亞研究會

(振替口座東京五八九九番)

12614
—
あ

393

756

393

756

終

